

令 和 4 年 5 月 13 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市長 久元 喜造

「(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る
環境影響評価実施計画書」についての意見書

「(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価実施計画書」に関して、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第12条第1項の規定により、下記のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

1 全般的事項

(1) 事業計画について

今後作成される環境影響評価書案においては、事業計画の詳細を可能な限り明らかにするとともに、当該事業計画の内容に基づいて、適切に環境影響評価を実施する必要がある。なお、産業団地の入居事業者については事業計画の熟度が低くなると予想されるため、予測結果の不確実性を踏まえた評価を行う必要がある。

(2) 地元住民等への丁寧な説明

事業計画の内容や事業計画に対する環境影響等の対策について、今後も地域住民等に対して丁寧な説明や積極的な情報共有を行うように努める必要がある。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事に伴う粉じん（降下ばいじん）の評価方法について、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されている降下ばいじんに係る参考値と

の整合が図られているかどうかにより評価するとしているが、当該参考値より小さいことだけをもって環境影響が小さいとは言えないため、その点に十分留意し、工事に伴う粉じんの発生を最大限低減するための措置を適切に講じる必要がある。

(2) 水質

- ① 工事に伴って濁水の発生が考えられるため、濁水の発生を最大限低減するための措置を適切に講じる必要がある。
- ② ゴルフ場から産業団地に転換することによって、これまで地下浸透していた雨水が浸透できなくなり、地下水や河川の水量や水質に変化が生じる可能性があるため、必要に応じて適切な環境保全措置を検討し、地域の水循環の保全に努める必要がある。
- ③ 川池及びサラ池並びにその流出後の合流点で水質調査を行うとしているが、池で浮遊物質等が沈降し、合流点では水質が変化する可能性がある。川池及びサラ池の上流においても水質調査を行う必要がある。
- ④ 農繁期と農閑期に分けて、それぞれの時期で異なる調査地点を設定しているが、周辺環境からの影響等を把握しやすくするため、同じ地点でも調査を行うことが望ましい。

(3) 植物

- ① 造成工事の範囲内に多数の樹木が存在しているが、これらの樹木を最大限保全し、伐採した樹木についても最大限有効利用するよう努める必要がある。そのため、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において、その内容を可能な限り明らかにする必要がある。
- ② 造成によって新たに出現する法面や造成地は、積極的に緑化を行う予定であるとしているが、同じ植物種であっても異なる地域の個体を緑化に用いることで在来植物との間で遺伝子のかく乱が生じ、地域に本来存在する遺伝的多様性の損失につながるおそれがあるため、その点に十分配慮して緑化を行う必要がある。

(4) 動物

実施予定の調査法のみでは、以下の希少種や生物群の生息の把握は困難であるため、追加で調査を行うことが望ましい。

- ① 事業区域及びその周辺においてホタル類が生息している可能性があるため、地元住民等への聞き取り等も参考にして、適宜調査対象に加えることが望ましい。
- ② 魚類については、調査の精度を高めるため、環境DNA調査を併用することが望ましい。
- ③ エノキの生育状況によっては、冬季にオオムラサキの幼虫調査を実施することが望ましい。
- ④ ゴルフ場の周辺にフクロウが生息していることがあるため、現地の状況に応じて、適宜夜間調査をすることが望ましい。

(5) 地球温暖化

- ① 地球温暖化に関する評価については、工事や施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量の増加や森林伐採等による二酸化炭素吸収量の減少を適切に算定したうえで、再生可能エネルギーを積極的に導入する「スマート産業団地」の実現による効果を踏まえて総合的に評価することが望ましい。
- ② 産業団地の入居事業者による温室効果ガス削減対策が積極的、効果的に実施されるための具体的な誘導策について、環境影響評価書案の中で示すことが望ましい。

(6) その他

地元住民等から、本事業の実施に伴う周辺道路の渋滞や県道神戸三木線（旧道）の交通量の増加を懸念する声が出ていることから、その増加量及びその影響についても予測・評価することが望ましい。